

セーフガードに係る情報収集モニタリング体制の整備について

平成17年5月
農 林 水 産 省

最近の国内農林水産業及び農林水産物の輸入をめぐる状況にかんがみ、特定の農林水産物資について、セーフガードの検討に必要な情報を常時収集する体制を下記により整備することとする。

1. 通常時の情報収集モニタリング体制（レベル1）

今後輸入の増加により国内の農林水産業に影響を及ぼすおそれがあり、常時監視していく必要があると認められる品目を**監視対象品目**として選定し、これらの品目について、セーフガード協定上評価が義務づけられている項目に関する情報を作期又は四半期ごとに収集し、とりまとめる。

当面は、にんにく、なす、加糖調製品、合板、乾しいたけ、かつお、まぐろ、さけ・ます、ふぐを**監視対象品目**とする。

2. 緊急時の情報収集モニタリング体制（レベル2）

上記レベル1による情報収集により、情報収集モニタリングを強化する必要があると認められる品目を**緊急監視対象品目**として選定し、上記1の情報を原則として月ごとにとりまとめる。

当面は、ねぎ、生しいたけ、豊表、トマト、ピーマン、たまねぎ、木材（製材品及び集成材）、わかめ、うなぎ（調製品を含む）を**緊急監視対象品目**とする。

3. 情報収集ルート等

統計調査実施部局を通じて情報収集することを基本としつつ、都道府県、関係団体、市場流通関係者等の協力も得て、関連情報を収集する。

各レベルの対象品目については、随時、追加、レベル変更等の見直しを行うものとする。